特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
46	子育てのための施設等利用給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、子育てのための施設等利用給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育てのための施設等利用給付に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号　以下、支援法）に基づき、以下の事務を行う。 （1）施設等利用給付認定に関する情報管理、通知の発行等 　特定子ども・子育て支援施設等を利用しようとする保護者の施設等利用給付認定の申請及び認定事由の変更申請を受け付け、子どもに対して1号認定（※1）、2号認定（※2）、3号認定（※3）の各認定を行い、施設等利用給付認定決定通知書の発行等を行う。また毎年の現況確認のたびに、認定状況が適正かどうか確認する。 　なお、施設等利用給付認定の申請及び2号認定・3号認定の現況確認については、マイナポータル（※4）を利用した電子申請によっても行う。 （※1）1号認定 　満三歳以上の小学校就学前子ども（2号認定・3号認定に該当するものを除く。） （※2）2号認定 　満三歳に達する日以降の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （※3）3号認定 　満三歳未満の日以降の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一世帯に属するものが市町村民税世帯非課税者であるもの （※4）マイナポータル 　国が運営するインターネット上のサイト 　施設等利用給付は、支援法に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に支給される給付である。 　施設等利用給付の支給要件に該当する者が、給付の支給を受けようとする時は、申請を要しない場合を除き、居住地の市町村に申請書を提出し、認定を受けなければならないと定められている（支援法第30条の5）。また、市町村は認定した受給者に対し、施設等利用給付を支給することとなっている。 　なお、特定個人情報は次の事務に利用している。 〇情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 　当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、福祉保健システム、情報共有基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、オンライン申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
1. 子ども・子育て支援システム　2. 団体内統合宛名ファイル　3. 認定・利用電子申請データファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表の127項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第7号）第68条第1項第8号から第13号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横浜市　こども青少年局　保育・教育部　保育・教育認定課
②所属長の役職名	保育・教育認定課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	横浜市役所 　市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 　区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 　区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 　区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 　区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 　区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 　区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ケ谷区役所 　区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 　区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 　区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 　区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 　区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 　区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 　区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 　区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 　区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 　区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 　区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 　区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	横浜市こども青少年局保育・教育部保育・教育認定課　神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-0253

9. 規則第9条第2項の適用　　[　　]適用した	
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	［　10万人以上30万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	［　発生あり　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請書等の紙媒体及び電子媒体については、施錠できる保管庫等に保管している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月26日	Ⅰ　関連情報	統合番号連携システムに関する記載事項一式	団体内統合宛名番号システムへの移行に伴うシステム名等の修正	事前	重要な変更に当たらない